

氷川ダム施設安全管理及び河川状況確認用 CCTV設備の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために氷川ダムに設置するCCTV設備（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、ダム施設の安全管理及び河川状況の確認のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、氷川ダムの運用に係わる次の場所に設置する。

管理所入口、駐車場1、駐車場2、管理所屋上、ダム提体、
コンジットゲート機械室、監査廊底部、発電所内、左岸下流、
草谷橋、展望所、野津橋、松本橋
計13台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、ダム施設、河川状況、ダム管理所の利用者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、氷川ダム管理所長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が1年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

管理所入口の見やすい場所に「監視カメラ作動中」と表示を行う。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。